別紙１

「eシールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議取りまとめ（案）」に対する意見募集の結果

■意見募集期間　：令和７年１月28日（火）～令和７年２月26日（水）

■意見提出件数　：9件

■意見提出者

	意見提出者
1	株式会社帝国データバンク
2	一般社団法人デジタルトラスト協議会
3	GMOグローバルサイン株式会社
4	一般財団法人日本データ通信協会
5	セコムトラストシステムズ株式会社
6	NPO日本ネットワークセキュリティ協会
7	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
8	サイバートラスト株式会社
9	リーテックス株式会社

※いただいた御意見につきましては、原文を御意見ごとに分割して記載しております。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
取りまとめ（案）　１．背景				
1	GMOグローバルサイン株式会社	１．背景	１．背景（P2） ■有識者会議取りまとめ（案） １．背景（P2） “企業等が発行する電子データの発行元を証明する「e シール」の活用が期待される。” 上記のように背景として記載があります。しかしながらeシールの利用シーンについては現状では明確な文書やデータなどはなく、利用者はどのような文書などにeシールを付すべきなのかの理解はないと推測します。民間でも利用促進は行いますが、国としてもeシールの認定創設で終了ではなく、利用促進の旗振りもしていただきたいと考えます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
取りまとめ（案）　２．「eシールに係る検討会」での検討結果				
2	リーテックス株式会社	２．「eシールに係る検討会」での検討結果	意見1 〔該当ページ〕 ｅシールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議取りまとめ（案）　P3 〔該当箇所〕 eシールの保証レベル 総務大臣の認定を経たeシール認証業務によって保証されるeシール（保証レベル２のeシール）の他、認定を経ずに、より低コスト・簡易な手続で大量発行されるeシール（保証レベル１のeシール）についても活用を促していくことが必要。 〔意見〕 保障レベルを分けることは賛成である。 但し、レベル１に関する基準、要件の明確化が必要と考える。	本取りまとめ（案）への賛同の御意見として承ります。また、いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
3	リーテックス株式会社	２．「eシールに係る検討会」での検討結果	意見2 〔該当ページ〕 ｅシールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議取りまとめ（案）　P3 〔該当箇所〕 リモートeシール クラウド上でユーザの秘密鍵を管理する「リモートeシール」について、今後活用が見込まれるものの、デジタル庁の電子署名法における「リモート署名」の議論の動向も踏まえて検討する必要があるため、引き続きの検討課題と整理。 〔意見〕 eシールの制度に関して、電子署名法を踏まえた整理が必要であることは賛成である。 関連するサービスの開発などに際して、できるだけ早く、両者の関連性の整理をしていただきたいと考える。	本取りまとめ（案）への賛同の御意見として承ります。また、いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
取りまとめ（案）　５．認定制度創設にあたっての前提論点				
4	一般財団法人日本データ通信協会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	取りまとめ（案）P.7 他の認定を受けた認証局について、調査等において軽減措置を認めることが適切か否かを論点とし、特定認証業務の認定制度との関係性においてのみ認めることとし、AATL認定制度との関係性においては認めないこととする方向性が示されたと認識しております。 このことから、一般にAATL認定を受けた認証局についても、認定及び調査の申請を行うことが可能であるが、調査等における軽減措置は受けられない、と理解して宜しいでしょうか。	eシールに係る認証業務について、民間のAATL認定を受けていることのみをもって総務大臣認定を与える対象外とすることはありません。 一方、調査等の一部省略による軽減措置については、取りまとめ（案）p.7にあるとおり、eシールに係る認証業務について総務大臣認定を受ける際の調査において、民間のAATL認定制度の調査結果の援用は認められないとしております。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
5	NPO日本ネットワークセキュリティ協会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	＜該当箇所＞ 別紙1 p7～p15 有識者会議取りまとめ(案) 5. 制度創設前提論点①(p7)～⑨(p14) ＜意見＞ 表題: 制度創設前論点の制度案への反映の不足または不整合 制度の創設にあたり有識者会議において前提論点が整理されていますが、有識者会議が方向性を定めたものについて制度案(規程・実施要項・ガイドライン)に反映されてないか、矛盾しているものが散見されます。 有識者会議での方向性を決めたとしても、最終的な制度案に反映されないのであれば、監督官庁、指定調査機関、認証事業者はそれを遵守する必要がないこととなります。方向性には実効力がなく判断に困り認定調査等に支障が出るのではないでしょうか。認定調査の際の有識者会議取りまとめ(案)の方向性が、結果としてどうなったのか制度案にて規定するか、まとめで方向性を定めたものの規定には反映しなかった旨、明文化を希望します。 ・p8 論点① 他制度調査結果援用可否 → 署名法認定認証の調査結果のみ援用を認めるとする記述が規程案、実施要項案、ガイドライン案で言及されていない。 ・p9 論点③ トラストアンカー → 総務省でトラステッドリストを発行し情報提供されるとする記述が規程案、実施要項案、ガイドライン案で言及されていない。 ・p10 論点④ 他の認証局との併用可否 → 署名法認定認証業務のみ認証局の併用の可能性があることが規程案、実施要項案、ガイドライン案で言及されていない。 ・p11 論点⑤ リモート署名・クラウド利用可否 → 電子署名法の範囲を超えないことが規程案、実施要項案、ガイドライン案で言及されていない。リモート署名は認めないとしたがガイドラインではリモート署名に関する言及があるために矛盾が生じており、リモート署名が認められると誤解される恐れがある。	本有識者会議の目的は、開催要綱にあるとおり、「総務大臣によるeシールに係る認定制度の創設に向けて、制度運用に必要な関係規程の策定に資する検討を行うこと」とされており、本取りまとめの内容を踏まえ、総務省において関係規程の策定を予定しております。その上で、取りまとめ（案）p.7「①他の制度の認定結果又は調査結果の援用の適用可否」については、規程（案）第３条第３項の規定において「調査の一部については、総務大臣においてその内容が当該調査に相当すると認めた他の認定又は認証をもって当該調査に代えることができるものとする」とされております。 取りまとめ（案）p.8「③制度設計の基になるトラストアンカーの実現」及び取りまとめ（案）p.9「④認定eシールの認証局と他の認証局の併用の可否」についていただいた御意見は、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。 取りまとめ（案）p.10「⑤デジタル庁で検討中の各種内容の反映の可否」については、ガイドライン（案）p.15、4.実施要項の逐条解説第７条（その他の業務の方法）（２）①において、「e シールの付与又は関連付けの方式については、利用者自らが行うローカル e シール方式以外に、利用者から秘密鍵の管理を委ねられたリモート e シールサービス提供事業者が行うリモート e シール方式も存在するため、本ガイドラインにおいては「利用者」という表現ではなく、「利用者等」という表現を用いている。」とされており、本認定制度において、リモートeシールサービスの利用を排除していません。
6	NPO日本ネットワークセキュリティ協会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	＜該当箇所＞ 別紙1 p8 有識者会議取りまとめ(案) 論点①他の認定調査の援用(p7) 別紙1 p10 有識者会議取りまとめ(案) 論点④認証局の併用(p9) ＜意見＞ 表題: PDF検証容易性の促進のための他の認定調査の援用 PDFによる認定eシールを考えた場合、Acrobatでは総務省トラステッドリストは標準搭載されないか、搭載されるとしてもその調整には数年のAdobe社との調整が必要になると考えております。 そのような空白期間を埋めるためにもAcrobat標準搭載のAATLトラステッドリストに含まれる認証局が総務大臣認定取得することを促進するような施策、制度が必要であると考えており、以下が必要と考えます。 (1) AATL認証局との併用 (2) AATL認定取得済認証局の調査の緩和、省略 現状の有識者会議では以下のように方向付けられました。 ・認証局の併用は署名法認定認証局としか可能性がなくAATL認定認証局との併用はできない(まとめ論点④) ・AATL認定の調査結果を用いてeシール用認証業務の認定調査へ援用などの軽減措置は取らない(まとめ論点①) しかしながら、これらの方向性は実施要項案、ガイドライン案には反映されておりません。 有識者会議の方向性では、AATLは「民間の認定制度であるため、関係規程にその技術要件を反映することはしない」としていますが、AATLの技術要件は、米国公認会計士協会及びカナダ勅許会計士協会によって 共同開発された電子商取引認証局監査 プログラム(WebTrust for CA)や欧州電気通信標準化機構(ETSI)の規格 に基づく認証局の監査などを援用しています。それらは電子署名法の認定要件の大部分で整合しているため、WebTrust for CAやETSIの認証局監査結果を援用可とすることを希望します。 このようなAATL促進施策が行われないと認定eシールが付与されたPDFをAcrobatで閲覧した場合、全て検証結果無効と判断され、利用者、事業者にとってメリットの無い制度となってしまいます。 尚、直ちに援用可と判断できない場合は、認定eシールの制度と、WebTrust for CAやETSIの規格との差異を明らかにするような調査、検討を行いAATL援用い向けた促進策を行うべきであると考えます。 他の認定制度を例にとると、電子委任状法の基本指針では電子署名法の認定とならび、こちらの2つの監査のどちらかを年1回以上受けることも認定要件に組み込まれています。	eシールに係る認証業務について、民間のAATL認定を受けていることのみをもって総務大臣認定を与える対象外とすることはありません。 取りまとめ（案）p.30の「AATL認定を受けた認証局と、eシール用認証業務の認定を受けた認証局の併用」について意味内容を明確化すべく、「総務大臣認定におけるAATL認定の技術要件の取扱い」と修文いたします。 また、調査等の一部省略による軽減措置については、取りまとめ（案）p.7にあるとおり、eシールに係る認証業務について総務大臣認定を受ける際の調査において、民間のAATL認定制度の調査結果の援用は認められないとしておりますが、いただいた御意見については、今後の検討を進めて行く上での参考とさせていただきます。
7	サイバートラスト株式会社	５．認定制度創設にあたっての前提論点	7page 5.認定制度創設にあたっての前提議論 ①　他の制度の認定結果又は調査結果の援用の適用可否 ・上記の調査等の一部省略は、特定認証業務の認定制度との関係性においてのみ認めることとする。一方、AATL認定制度は民間の制度であるため、AATL認定制度との関係性においては認めないこととする。 今後の検討課題に「適合性評価の省力化・効率化の観点や、諸外国との国際的な整合性の観点から、対応の重要性が高いものや、 eシール認定制度の枠組みとして、今後拡充すべき事項については引き続き検討を行いつつ、その成果を実施要項に反映させるかどうかについても検討を行うことが必要。」とあり、「対応の重要性が高いもの」として、「AATL認定とeシール用認証業務に係る認証局の併用が認められる場合の調査等の一部省略による軽減措置」とある。ぜひ引き続き、検討を進めていただきたい。	調査等の一部省略による軽減措置については、取りまとめ（案）p.7にあるとおり、eシールに係る認証業務について総務大臣認定を受ける際の調査において、民間のAATL認定制度の調査結果の援用は認められないとしておりますが、いただいた御意見については、今後の検討を進めて行く上での参考とさせていただきます。
8	一般社団法人デジタルトラスト協議会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	8page　５．認定制度創設にあたっての前提論点 ②AATLの技術要件の取扱い ・AATL は民間の認定制度であるため、関係規程にAATL の技術要件を反映することはしないこととする。 民間Adobe社による認定制度ではあるものの、eシール付与したPDFファイルの検証は事実上世界標準アプリであるAdobeAcrobat(Reader)で行われることが容易に想定され、対応が必要と考えます。そのためには、民間ではなく、日本国として下記を進める必要があると考えます。 ・日本版トラステッドリストの仕組みを含めたAdobe 社との交渉	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
9	一般社団法人デジタルトラスト協議会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	③制度設計の基になるトラストアンカーの実現 日本版トラステッドリストについて ・ｅシールのみならず、TSA 等のトラストサービスも掲載するべく検討いただきたい。 ・日本国として技術標準・運営基準に準拠しているトラストサービスを公開・自動確認できる仕組み作りは、DFFT を推進するうえで、国内のみならず主権の異なる国際間取引において有効であると考えます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
10	GMOグローバルサイン株式会社	５．認定制度創設にあたっての前提論点	5. 認定制度創設にあたっての前提論点 ②AATLの技術要件の扱い（P8） ■有識者会議取りまとめ（案） 5. ②AATLの技術要件の扱い（P8） “AATLは民間の認定制度であるため、関係規程にAATLの技術要件を反映することはしないこととする。” eシールを付す主な文書はPDF形式で作成されると考えます。このPDFを閲覧するためのソフトウェアはAdobe Acrobatが世界標準のため、Adobe AcrobatでPDFを開いた際に署名が無効である旨のアラートが表示されることは好ましくないと考えます。PDF受領者がeシール用証明書の内容まで確認することは考えづらく、閲覧ソフトで自動に検証できる必要があるのではないでしょうか。 現状ですと、検証エラーでも問題ない旨の案内がなされていくように感じており、検証エラーでも問題ないという風潮が高まることに抵抗感があります。 そのためAATL早期対応を希望し、このAATL対応を国が主導して交渉いただくことも希望します。 AATL対応するまでには時間がかかると推測し、それまでの間きちんとした検証環境がない状態であると考えるため、国として検証アプリケーションや検証プラットフォームなどの検証環境の提供が必要ではないかと考えます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
11	GMOグローバルサイン株式会社	５．認定制度創設にあたっての前提論点	5. 認定制度創設にあたっての前提論点 ③制度設計の基になるトラストアンカーの実現（P8） ■有識者会議取りまとめ（案） 5. ③制度設計の基になるトラストアンカーの実現（P8） “トラステッドリストの提供形式、機械可読性への対応及び当該リストへの署名を誰が行うか等の具体的な運用方法については、関係規程の策定作業と並行して別途検討することとする。” 将来的に創設の可能性のあるリモート署名サービスやeデリバリーサービスなど、既に稼働しているタイムスタンプも含め、各種トラストサービスにおいてもトラストアンカーとして利用可能となるトラステッドリストの実現を希望します。 eシールは特性上、大量の文書やデータに付し、受け取る可能性が高いため、機械的に検証の処理ができるように機械可読が実現できるようなトラステッドリストの提供も希望します。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
12	セコムトラストシステムズ株式会社	５．認定制度創設にあたっての前提論点	8page　５．認定制度創設にあたっての前提論点 ②AATLの技術要件の取扱い AATLは民間の認定制度であるため、関係規程にAATLの技術要件を反映することはしないこととする。 ご指摘の通りAATLは、民間の認定制度ではあるもののPDFに対してeシールを付与する際には、デファクトスタンダードな規格であり、エンドユーザーからもAATLへの対応は強く求められることが多いことから、何らかの対応の検討は必要になると考えます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
13	NPO日本ネットワークセキュリティ協会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	＜該当箇所＞ 別紙1 p9 有識者会議取りまとめ(案) 論点③トラストアンカー(p8) ＜意見＞ 表題: PDFで検証容易なトラストアンカー、トラステッドリストの早急な整備 eシールの重要なユースケースは、eシールを付与しデータ発出元が確認できるPDFでありPDF閲覧ソフトはAcrobatが最も広く利用されていることから、Acrobatで誰でも検証可能であることが必要不可欠であると考えます。 EUの場合には、AcrobatがeIDASのトラステッドリストに標準対応しており、EU適格署名・eシールであればデフォルト設定で誰でも検証することができ、またEU適格であることを視認することができます。 最も望ましいのは総務省や政府が提供するトラステッドリストをAdobe Acrobatで標準対応してもらうようAdobe社と交渉し、総務大臣認定eシール認証業務によって発行された電子証明書に基づいて生成されたeシール(以降「認定eシール」と呼ぶ)であることを区別、視認できることが重要と考えます。また、これができない場合でも、Acrobatが標準で検証できるようにAATL対応などを優先すべきと考えます。 現状の制度案(規程・実施要項・ガイドライン)ではトラステッドリストについて言及されていませんが、有識者会議取りまとめ(案)の方向性の記載されている総務省が提供するトラステッドリストでは、Acrobatでは読み込むことができず、多くのユーザーが総務大臣認定eシールを検証できないという事態になることが危惧されます。認定eシール用証明書発行事業者のCA証明書を個別にインストールすることも可能ですが、これはセキュリティ上推奨すべきではありません。 総務大臣認定タイムスタンプについては、全てのTSA証明書を発行する全ての認証事業者がAATL対応しているため、認定タイムスタンプのPDFの検証で問題が起きることはありませんでした。 署名法の認定認証事業者の場合には、GPKIブリッジCAと相互認証されているのでトラストアンカーの問題が発生しません。 (制度創設前論点の方向性より)認定eシールの場合には、GPKIブリッジCAと相互接続せず、総務省の提供するトラステッドリストを使用するとしたために、特別な手当てが必要であることに留意ください。 現状の制度ままでは、認定eシールのPDFはAcrobatで閲覧した場合、全て検証結果無効と判断され、利用者、事業者にとってメリットの無い制度となってしまいます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
14	NPO日本ネットワークセキュリティ協会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	＜該当箇所＞ 別紙1 p9 有識者会議取りまとめ(案) 論点③トラストアンカー(p8) ＜意見＞ 表題: 日本政府としてのトラストアンカー、トラステッドリスト掲載の促進 総務省が発行するトラステッドリストは将来的には、総務省だけでなく日本政府として発行されるものとし、国際相互承認が可能となることを目指すべきであると考えます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
15	サイバートラスト株式会社	５．認定制度創設にあたっての前提論点	8page 5.認定制度創設にあたっての前提議論 ２　AATLの技術要件の扱い ・AATLは民間の認定制度であるため、関係規程にAATLの技術要件を反映することはしないこととする。 ・今後の検討課題に「デジタル庁における電子署名法の基準のモダナイズ検討の成果として、その内容が電子署名法関係規程に反映された際には、同様の内容を実施要項にも反映させるかどうかについて検討を行うことが必要である。」とある通り、ぜひ、引き続き検討を進めていただきたい。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
16	サイバートラスト株式会社	５．認定制度創設にあたっての前提論点	8page ５．認定制度創設にあたっての前提論点（②、③） ③制度設計の基になるトラストアンカーの実現 ・トラストアンカーとして、総務省がeシール用認証業務を行う者のトラステッドリストを発行し、総務省HP上で検証に必要な情報を提供することとする。 ・トラステッドリストの提供形式、機械可読性への対応及び当該リストへの署名を誰が行うか等の具 体的な運用方法については、関係規程の策定作業と並行して別途検討することとする。 トラストアンカーの整備については、是非推進いただきたい。 特に機械可読性のあるリストの公開は非常に有用と考えている。 具体的には、人手を経るよりも、リストの反映がタイムリーに行われ、設定漏れや、リストからの除外遅れの回避など、信頼の起点を的確にコントロールでき、かつ反映にかかる運用負荷/コストも削減されると想像しており、ぜひ検討・整備を進めていただきたい。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
17	リーテックス株式会社	５．認定制度創設にあたっての前提論点	意見3 〔該当ページ〕 ｅシールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議取りまとめ（案） P8 〔該当箇所〕 AATLの技術要件の扱い 論点 AATLの技術要件については、国際的な整合性確保を見越した厳しい要件が存在するが、eシール用認証業務の認定に関する実施要項やガイドラインにおける、AATLの技術要件の取扱いをどうするか。 方向性 AATLは民間の認定制度であるため、関係規程にAATLの技術要件を反映することはしないこととする。 〔意見〕 技術中立性の観点から、民間の認定制度のAATLを要件に反映しないことには賛成である。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
18	一般社団法人デジタルトラスト協議会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	9page　５．認定制度創設にあたっての前提論点 ④認定ｅシールの認証局と他の認証局の併用の可否 自然人を証明する認定電子認証局と組織を証明する認定ｅシール認証局の併用は、認めるべきであります。 一方で、不変の自然人を特定する証明書（マイナンバーカードなど）に比して、デジタルによるビジネスでは、利用者やプログラム等が複数でダイナミックに変動する「ｅシール」の活用が期待されます。ｅシールCA 認定制度では、安全であることは当然に、利用者・依拠者にとってより簡便に利用できる仕組みとなることを期待します。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
19	GMOグローバルサイン株式会社	５．認定制度創設にあたっての前提論点	5. 認定制度創設にあたっての前提論点 ④認定eシールの認証局と他の認証局の併用可否（P9） ■有識者会議取りまとめ（案） 5. ④認定eシールの認証局と他の認証局の併用可否（P9） 他の認証局との併用、特にAATL用証明書の認証局との併用を可能としていただくことを希望します。 これは認定eシールのみを目的として認証局を構築、運用しようとすると、費用がかさむことが懸念されます。 eシールを様々な文書やデータに付すことを目標とするならば、可能な限り安価に提供することが必要となるため、コスト増につながる方式は避けたほうが良いのではないかと考えます。 検証の観点からも、AATL用証明書であることのメリットは高いと考えます。 コスト、AATL用証明書の認証局との併用を希望いたします。	eシールに係る認証業務について、民間のAATL認定を受けていることのみをもって総務大臣認定を与える対象外とすることはありません。
20	セコムトラストシステムズ株式会社	５．認定制度創設にあたっての前提論点	9page ５．認定制度創設にあたっての前提論点 ③制度設計の基になるトラストアンカーの実現 DXを推進する上でトラストアンカーが機械可読可能な形で公開されていることは、重要と考えます。またトラストアンカーはeシールだけでなく、タイムスタンプ、自然人向けの電子証明書を含めた形で包括的な形で公開されることを求めます。 トラストアンカーの公開形式については、今後想定される国際間の連携もふまえた形での公開とすることで、国際連携のみならず、国内の異なる認証局間の検証などにも有益なものになると思慮します。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
21	セコムトラストシステムズ株式会社	５．認定制度創設にあたっての前提論点	9page ５．認定制度創設にあたっての前提論点 ④認定ｅシールの認証局と他の認証局の併用の可否 認証局の運用の負荷などを考慮すると技術的な類似点も多い、自然人向け認定認証局と認定eシールの認証局の併用は認めていただきたいと考えます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
22	NPO日本ネットワークセキュリティ協会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	＜該当箇所＞ 別紙1 p10 有識者会議取りまとめ(案) 論点④署名法認定認証との認証局の併用(p9) ＜意見＞ 表題: 署名法認定認証業務の認証局併用に関する制度案への反映 認定認証業務は電子署名法において認証局の併用を認めていないので、総務大臣認定eシール認証局の併用もまた認められないのではないでしょうか。認定認証業務認証局ならばeシールとの併用は可能であるかのような方向性の記述は誤解を受けるのではないでしょうか。デジタル庁との調整の結果、規程案、実施要項案、ガイドラインには反映されていないようですが、認証局の併用について規定する必要があると考えます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
23	GMOグローバルサイン株式会社	５．認定制度創設にあたっての前提論点	5. 認定制度創設にあたっての前提論点 ⑤デジタル庁で検討中の各種内容の反映の可否（P10） ■有識者会議取りまとめ（案） 5. ⑤デジタル庁で検討中の各種内容の反映の可否（P10） eシールは大量の文書やデータに付すことが多く発生することを考えると、リモートやクラウドサービス上で付すことは必要な要件であると考えます。自動化して機械的に付すことにならないと、電子請求書などの電子文書を大量に管理するサービス事業者を介した利用拡大を見込むことが困難であると考えます。 普及促進の阻害となることが考えられるため、リモートやクラウド対応は早めの検討を希望します。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。なお、ガイドライン（案）p.15、4.実施要項の逐条解説第７条（その他の業務の方法）（２）①において、「ｅシールの付与又は関連付けの方式については、利用者自らが行うローカル ｅ シール方式以外に、利用者から秘密鍵の管理を委ねられたリモート ｅ シールサービス提供事業者が行うリモート ｅ シール方式も存在するため、本ガイドラインにおいては「利用者」という表現ではなく、「利用者等」という表現を用いている。」とされており、本認定制度において、リモートeシールサービスの利用を排除していません。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
24	NPO日本ネットワークセキュリティ協会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	＜該当箇所＞ 別紙1 p11 有識者会議取りまとめ(案) 論点⑤方向性 リモートeシール(p10) 別紙1 p67 ガイドライン 3章 用語集(p10) 別紙1 p72 ガイドライン4章逐条解説 第7条 (2)条文解説 ①利用者等(p15) ＜意見＞ 表題: リモート認定eシールの利用可否の明確化 有識者会議で示された方向性では、リモートeシールについて電子署名法の範囲を超えて制度で記載しないとの方針が示されましたが、ガイドラインの用語集ではリモートeシールについて記載されており、制度上認められているかのような誤解を受けます。 リモートeシールについては、利用者の秘密鍵を受託管理する信頼に足りるリモートeシール側の要件や制度が整っていない中、リモートeシールを制度として認めることは尚早であると考えており、ガイドラインにおいて、現時点の制度ではリモートeシールは認めないことを改訂が比較的容易なガイドラインの中で規定すべきと考えます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。なお、ガイドライン（案）p.15、4.実施要項の逐条解説第７条（その他の業務の方法）（２）①において、「e シールの付与又は関連付けの方式については、利用者自らが行うローカル e シール方式以外に、利用者から秘密鍵の管理を委ねられたリモート e シールサービス提供事業者が行うリモート e シール方式も存在するため、本ガイドラインにおいては「利用者」という表現ではなく、「利用者等」という表現を用いている。」とされており、本認定制度において、リモートeシールサービスの利用を排除していません。
25	一般財団法人日本データ通信協会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	取りまとめ（案）P.11 箇条書きの４点目 認定事業者が検証に必要な情報の提供を休止することはないという観点から、関係規程上で休止の概念を規定しないことにしたと思われますが、eシール用電子証明書の発行業務については休止する可能性がありますので、eシール用証明書の更新等で利用者が不利益を被ることが無いような配慮乃至措置を求めるべきだと思います。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
26	一般社団法人デジタルトラスト協議会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	12page　５．認定制度創設にあたっての前提論点 ⑦検証に必要な情報の提供の廃止時の扱い 認定事業者の廃止時における検証に必要な情報の提供については、電子署名法に合わせて、廃止日まで提供することが求められることとする。 廃止日以降（当該CAが運用されていない状態）であっても、利用者・依拠者は、利用時点において証明書が有効であったことを確認できる仕組みは必要です。証明書の有効期間中は、失効情報を、利用者・依拠者に提供するなんらかの仕組みが必要であると考えます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
27	GMOグローバルサイン株式会社	５．認定制度創設にあたっての前提論点	5. 認定制度創設にあたっての前提論点 ⑧eKYCの適用可否（P13） ■有識者会議取りまとめ（案） ５．⑧eKYCの適用可否（P13） eKYCの利用を認めないとする方針について、技術の進展や認証局における確認作業コスト削減の観点からも検討は続けていただきたいです。確認作業コストの削減は、そのままeシール利用コストの削減につながると考えます。 eKYCの活用や法人のオンライン登録情報と連携した確認プロセスの確立は、業務の効率化や信頼性向上に寄与する可能性があると考えます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
28	NPO日本ネットワークセキュリティ協会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	＜該当箇所＞ 別紙1 p14 有識者会議取りまとめ(案) 論点⑧ eKYC可否(p13) 別紙1 p34 実施要項案 4章逐条解説 第6条 利用者の真偽確認(p3) ＜意見＞ 表題: マイナンバーeKYCの導入による利用者審査負担の軽減 総務大臣認定eシールではオンライン本人確認(eKYC)の利用を認めないとされていますが、署名法認定認証でマイナンバーカードを用いてオンラインで本人確認(eKYC)を行っている事例が既にあるのではないでしょうか。また、組織の実在確認では国税庁の法人番号公表サイトが利用できます。 利用者申請がオンラインで完結することも可能な、利用者および認定事業者の負担軽減や利便性向上した制度設計を希望します。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
29	一般社団法人デジタルトラスト協議会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	14page　５．認定制度創設にあたっての前提論点 ⑨認定の署名と認定のｅシールにおいて同じセキュリティレベルを求める必要があるのか ・第６条（利用者の真偽の確認の方法）に対応した基準はｅシール固有の基準であり、署名とは観点が異なるため、セキュリティレベルとの関係はないと考えている。 組織確認（On-Boarding）での利用者真偽は、記載の通りだと認識します。一方で、ｅシール付与時（On-Going）では、AAL（認証保証レベル）は、ｅシール使用組織のガバナンスに委ねることになるため、CA として証明書にレベル差を記載は困難であると認識ですが、利用する組織側へのなんらかの対応（ex：不正な利用が発覚した時点で失効する等）を盛り込むことでCAの免責を設定することが必要と考えます。	ガイドライン（案）のp.46、(19).利用者によるeシール用電子証明書の失効請求関係（実施要項第７条第１項第９号）①において、認定を受ける認証事業者は、CPS及び事務取扱要領等に、利用者等自身の起因による eシール用電子証明書の失効事由を定めることとしています。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
30	NPO日本ネットワークセキュリティ協会	５．認定制度創設にあたっての前提論点	＜該当箇所＞ 別紙1 p15 有識者会議取りまとめ(案) 論点⑨セキュリティレベル(p14) ＜意見＞ 表題: より広く利用しやすい認定eシールのセキュリティレベル設定 認定eシールの多くの利用が想定されるユースケースとしては ・企業がその企業から送信されたPDFであること証明するためにサーバーで大量のPDFに認定eシールを付与する。 ・複数人の企業の担当者が認定eシールをつけたPDFを作成、送信する。 など、署名法認定認証による電子署名と異なり、もう少し気軽にeシールを付与するケースの方が多いのではないかと考えており、利用者が適切に管理されていれば、サーバー側でHSMやUSBトークン等を使わずにeシールを付与したり、複数人で利用できるようにしたりしても良いように思います。 このようなライトな利用の必要性は一昨年の総務省eシール有識者会議でも委員の方がコメントされていたと記憶しています。 その一方で、有識者会議の方針としては認定eシールを署名法認定認証のセキュリティレベルを求めるとしており、主要な想定利用ケースに対して過度な要件であると考えます。 eシール用認定認証業務の制度設計は、署名法の認定認証に加え、総務大臣認定タイムスタンプで定められた要件も加えられており、署名法の認定認証業務の制度よりも事実上、より高いセキュリティレベルを求めることになってしまっており、市場の要求、期待と大きく乖離しているように思います。セキュリティレベル設定の再考を希望します。 また、認定認証業務に対して過度なセキュリティ要求を設けているのに対して、eシールを付与する利用者に対してセキュリティ要求はなく、セキュリティレベルの設定が整合していないように見受けられます。	いただいたご意見については、参考として承ります。なお、本有識者会議の検討の前提となっている、「eシールに係る指針（第２版）」（令和６年４月総務省策定）において、認証局のセキュリティ要件等については、「認証局の HSM 自体の基準及び管理に係る基準について、認定 e シール用認証業務における e シール用電子証明書にはそのセキュリティ要件等において十分な水準を満たす必要があり、同じトラストサービスの１つである電子署名の認定認証業務における認証局の秘密鍵の管理と同等の水準が求められると想定されることから、基本的には電子署名法の規定を準用することとする。ただし、HSM 自体の技術基準は、別に定める基準のとおり、現行化することを前提とする。」としていますが、有識者会議における議論を踏まえて、現在の関係規程（案）が示されております。
取りまとめ（案）　６．関係規程策定における技術・設備・運用の主な論点				
31	一般財団法人日本データ通信協会	６．関係規程策定における技術・設備・運用の主な論点	取りまとめ（案）P.20 第５条一 引用されている「実施要項（案）第5条一」の内容が、引用元の条文と異なりますので、修正された方がよいと思います。	御指摘を踏まえ、取りまとめ（案）P.20の記載を実施要項（案）第６条の条文に修文いたします。
32	GMOグローバルサイン株式会社	６．関係規程策定における技術・設備・運用の主な論点	６．関係規程策定における技術・設備・運用の主な論点（第７条）（P21） ■有識者会議取りまとめ（案） ６．関係規程策定における技術・設備・運用の主な論点（第７条）（P21） “③eシール用電子証明書の有効期間について、国内における制度間の整合性確保のため、電子署名及び認証業務に関する法律に合わせて5年を超えない規定を設けることとする。” 構成員の意見にもあります通り、 “eシール用電子証明書の有効期間について、諸外国との国際的な整合性を考慮すると、5年は長すぎるため、2年を上限とすることについても検討する必要がある。” 上記意見に賛同です。 世界的に見ても有効期間は短縮傾向にあるため、この点を考慮した検討は引き続き必要であると考えます。 ただ、今回の検討のスコープからは除外されていますが、将来的にIoT機器などのデバイスにインクルードして利用することも考えられます。このような場合には、長期設定した有効期間のeシールも可能性としてはあると考えますので、海外の考え方も踏まえた柔軟な検討としていただきたいです。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
33	GMOグローバルサイン株式会社	６．関係規程策定における技術・設備・運用の主な論点	６．関係規程策定における技術・設備・運用の主な論点（第８条）（P27） ■有識者会議取りまとめ（案） 第8条2項-五（P27） “へ 事故に関する記録” 帳票書類の作成及び保存の実施要項案として、事故に関する記録の保存が記載されていますが、こちらに関連することとして、「事故があった際は遅滞なくインシデントレポートとして総務省に報告を提出すること」も必要と考えます。 保存のみですと、次回の認定監査のタイミングまで明らかにならず、規程などへの反映が遅れるのではと懸念しています。	「eシールに係る認証業務の認定に関する規程」（案）第11条第１項において、「認定業務の確実性又は安定性を損なうおそれがある事態が発生した場合は、速やかに総務大臣へその旨を通知するとともに、必要な対処を行い、その経過を報告しなければならない」ものと規定されています。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
取りまとめ（案）　７．今後の検討課題				
34	株式会社帝国データバンク	７．今後の検討課題	30スライド目 ７．今後の検討課題 「関係省庁との連携」 eシールの活用方法として大量の発出文書に対しリモートeシールを付与が想定され、今般の認証業務の要件と共にリモートeシール事業者が満たす要件も必要となるため、リモート署名と併せ検討して早急に公表していただきたい。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
35	株式会社帝国データバンク	７．今後の検討課題	30スライド目 ７．今後の検討課題 「関係省庁との連携」 共通証明書ポリシーOIDの管理は重要であり、関係省庁間での連携を十分に実施いただきたい。関連してeシールを含めたトラストサービス（例．電子署名）に対する共通証明書ポリシーOID設定も、関係省庁と調整いただきたい。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
36	株式会社帝国データバンク	７．今後の検討課題	30スライド目 ７．今後の検討課題 「対応の重要性が高いもの」 PDFファイルに対しeシールを付与して当該ファイルを流通することは発出元証明として相当数の利用価値があるものと想定（人間が視認する場合を含む）。当該想定のため「AATL認定を受けた認証局と、eシール用認証業務の認定を受けた認証局の併用」や「AATL認定とeシール用認証業務に係る認証局の併用が認められる場合の調査等の一部省略による軽減措置」を早急に検討いただきたい。	eシールに係る認証業務について、民間のAATL認定を受けていることのみをもって総務大臣認定を与える対象外とすることはありません。取りまとめ（案）p.30の「AATL認定を受けた認証局と、eシール用認証業務の認定を受けた認証局の併用」について意味内容を明確化すべく、「総務大臣認定におけるAATL認定の技術要件の取扱い」と修文いたします。 一方、調査等の一部省略による軽減措置については、取りまとめ（案）p.7にあるとおり、eシールに係る認証業務について総務大臣認定を受ける際の調査において、民間のAATL認定制度の調査結果の援用は認められないとしておりますが、いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
37	株式会社帝国データバンク	７．今後の検討課題	30スライド目 ７．今後の検討課題 「eシール認定制度の拡充すべき事項」 総務省によるeシール用認証業務を行う者のトラステッドリストの発行及び運用方法は、特にeシール用電子証明書の検証に必要不可欠であり、早急な検討と実施および提供をいただきたい。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
38	株式会社帝国データバンク	７．今後の検討課題	30スライド目 ７．今後の検討課題 「eシール認定制度の拡充すべき事項」 「指定調査機関における要員の雇用形態の多様化への対応」は、制度を支える上で重要と想定され、継続的に検討いただきたい。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
39	一般社団法人デジタルトラスト協議会	７．今後の検討課題	30page　7. 今後の検討課題 関係省庁との連携 関係省庁との連携は重要事項と捉え、推進されることの明確化(時期や方法、実施主体者、状況情報の公開など)を強く望みます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
40	一般社団法人デジタルトラスト協議会	７．今後の検討課題	30page　7. 今後の検討課題 対応の重要性が高いもの ・AATL 認定を受けた認証局と、ｅシール用認証業務の認定を受けた認証局の併用 ・AATL 認定とｅシール用認証業務に係る認証局の併用が認められる場合の調査等の一部省略による軽減措置 電子記録の事実上デファクトとなっているAdobe 社のAcrobat（Reader）で実装されているAATL との連携は重要と考えます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
41	一般社団法人デジタルトラスト協議会	7．今後の検討課題	・利用者における秘密鍵の管理方法や保護環境 利用組織側のガバナンスについて、どこまで制度として関与できるのかを検討する必要があると認識です。本制度はCA なので、CA 側の免責事項が必要ではないかと考えます。 一方で、厳しくすることで、ｅシールの普及を妨げてもいけないと考えます。	本有識者会議の検討の前提となっている、「eシールに係る指針（第２版）」（令和６年４月総務省策定）p.19において、「認定eシール用認証業務においても、当面はeシール生成者の秘密鍵等を保管する媒体（略）に関する規定を認定の要件とはせず、eシール生成者の秘密鍵の管理は発行対象である組織等（すなわちeシール生成者）に委ねることとする。」とされており、p.20において、「eシール生成者の秘密鍵の管理は当事者に委ねるものの、当事者自身がその管理の重要性について理解する必要があることから、認証局からeシール用電子証明書の発行対象者（すなわちeシール生成者）に対する説明事項として、秘密鍵の管理に係る事項として秘密鍵の管理は厳格に行うこと（例えば、複製は望ましくない等）を規定することが必要である。」とされています。当該指針を踏まえ、eシール生成者のガイドライン（案）p.37、(10)．利用者に対する重要な事項の説明関係（実施要項第７条第１項第１号）①ウにおいて、認定を受ける認証事業者は、利用申込者に対し「充分な注意をもって利用者eシール符号及びその活性化に使用するPIN等の管理を行い、秘匿性を維持すること。」を説明することとしています。 また、認証局の免責事項については、ガイドライン（案）p.48、(22)．利用者による認証業務規程の閲覧関係（実施要項第７条第１項第12号）③において、認定を受ける認証事業者は、CPSに「認証事業者の保証又は責任」及び「保証及び免責の制限範囲」を明確かつ適切に規定し、電磁的方法により記録し公開していることとしています。
42	一般社団法人デジタルトラスト協議会	7．今後の検討課題	30page　7. 今後の検討課題 ｅシール認定制度の拡充すべき事項 ・総務省によるｅシール用認証業務を行う者のトラステッドリストの発行及び運用方法 トラステッドリストの設定・運用は急務と考えます。ｅシールに限らず、電子署名、タイムスタンプ等の日本国として制度運用されているTSP（Trust Service Provider）を利用者・依拠者がその利用時点に限らず、過去にさかのぼって自動でチェックできる環境を整えることはSociety5.0 実現に向けて肝要です。また、日本版トラステッドリストは、データの越境を視野に、国際的な相互承認も念頭に検討する必要があります。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
43	一般社団法人デジタルトラスト協議会	7．今後の検討課題	・廃止後のCRL の継続的な提供 CA 廃止後であっても、利用者・依拠者は、利用時点において証明書が有効であったことを確認できる仕組みは必要です。そのため、 ・閉局後も、当時、認定事業者であったことを確認できる情報が公開される仕組み ・CRL を利用者・依拠者が確認できる仕組み が構築されることを強く求めます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
44	一般社団法人デジタルトラスト協議会	7．今後の検討課題	・指定調査機関における要員の雇用形態の多様化への対応 指定調査機関における要員は専門性観点で、雇用形態の多様化対応が求められていると認識しています。制度を支える上で重要と想定され、継続的に検討いただきたい。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
45	GMOグローバルサイン株式会社	7．今後の検討課題	7．今後の検討課題（P30） ■有識者会議取りまとめ（案） 7．今後の検討課題（P30） 対応の重要性の高いもの “・AATL認定を受けた認証局と、eシール用認証業務の認定を受けた認証局の併用 ・AATL認定とeシール用認証業務に係る認証局の併用が認められる場合の調査等の一部省略による軽減措置“ 上記の項目を対応の重要性の高いものと列挙いただいているので、是非対応いただきたく、可能であればAATL対応についてのスケジュールを明確にしていただきたい。 これは海外通用性という観点でも、最低限必要な事項ではないかと考えます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
46	GMOグローバルサイン株式会社	7．今後の検討課題	7．今後の検討課題（P30） ■有識者会議取りまとめ（案） 7．今後の検討課題（P30） 対応の重要性の高いもの “・ユースケース等普及促進” eシールを利用する分野、文書を新たに創出するには実証実験の実施が必要と考えます。ユースケース作成を目的とした実証実験のために補助金を出すなどの検討もしていただきたいです。	いただいたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
47	GMOグローバルサイン株式会社	7．今後の検討課題	7．今後の検討課題（P30） ■有識者会議取りまとめ（案） 7．今後の検討課題（P30） eシール認定制度の拡充すべき事項 “・廃止後のCRLの継続的な提供” 失効情報については、認証局が個別に提供するのではなく、国が認証局から吸い上げてリスト化し、まとめて提供するということは難しいでしょうか。このような対応とすることで、廃止後の失効情報の継続的な提供も可能であると考えます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
48	GMOグローバルサイン株式会社	7．今後の検討課題	今後の検討課題への追加として、民間での利用、普及を視野に入れているのであれば、eシールが付された文書やデータなどを受け取った側のリテラシー向上を国としても積極的に取り組んでいただきたいです。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
49	一般財団法人日本データ通信協会	7．今後の検討課題	取りまとめ（案）P.30 「eシール認定制度の拡充すべき事項」欄の１点目 拡充すべき事項の筆頭にトラステッドリストの取組みを記載されたことに賛同します。本認定制度のトラステッドリストの運用は、将来的な国際相互承認の実現に向けて欠かせないものだと思われますので、関係省庁と連携の上で我が国のトラステッドリストが運営されることに期待します。	本取りまとめ（案）への賛同の御意見として承ります。
50	一般財団法人日本データ通信協会	7．今後の検討課題	取りまとめ（案）P.30 対応の重要性が高いもの 箇条書きの１点目 ここで課題としている「認証局の併用」は、AATL認定を受けた認証局が同時にeシール用認証業務の（総務大臣）認定を受けることができるかという課題であると理解しております。また、この点の解決にあたっては、調査研究等を通じて両制度の審査基準等を比較しその差異が相互に許容されうるものかを検討する方法があり、併用可能とする際の条件等が明らかになり公開されれば認定取得の促進に寄与するものと認識しております。 一方、認定を取得しようとする者が、調査研究等の成果を待たずして、認定の申請を行い、認定のための調査において適否を明らかにする方法も排除されるものではないと考えますが、その理解で宜しいでしょうか。	eシールに係る認証業務について、民間のAATL認定を受けていることのみをもって総務大臣認定を与える対象外とすることはありません。 取りまとめ（案）p.30の「AATL認定を受けた認証局と、eシール用認証業務の認定を受けた認証局の併用」について意味内容を明確化すべく、「総務大臣認定におけるAATL認定の技術要件の取扱い」と修文いたします。
51	セコムトラストシステムズ株式会社	7．今後の検討課題	30page　7. 今後の検討課題 関係省庁との連携 今回検討いただいている大臣認定によるeシールの認定制度を社会に定着させるには、大臣認定となるレベル２のeシールを用いるべき具体的なユースケース（手続き等）を明確に位置付けることが重要と考えます。民間の一般的な商取引などがレベル１相当のeシールが広く用いられる場合、レベル２のeシールをあえて利用するモチベーションが生まれず、結果として認定認証事業者のビジネスとして採算性に疑義が生じることになると憂慮します。電子帳簿保存法における総務大臣認定のタイムスタンプの取り扱いのように、関係省庁とも連携した対応を求めます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
52	セコムトラストシステムズ株式会社	7．今後の検討課題	30page　7. 今後の検討課題 関係省庁との連携、共通証明書ポリシーOIDの管理等 認定eシールを機械的に検証できるようにするためには共通証明書ポリシーOIDの標準化は重要となってくると考えますし、検討に当たっては今後求められる国際連携も考慮した仕様となることを求めます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
53	NPO日本ネットワークセキュリティ協会	7．今後の検討課題	＜該当箇所＞ 別紙 p31 有識者会議取りまとめ(案) 7.今後の検討課題(p30) ＜意見＞ 表題: 今後の検討課題の早急な解決 今度の検討課題としたもので、今後では間に合わず、告示もしくは調査開始までに規定していないと、認証業務の設計が行えない事項が散見されます。 (1) eシール用認定認証局のトラストモデル、トラストの技術的実現方法 （1-1) GPKIとの相互認証はどうなっているか （1-2) 認定認証業務と認定eシール認証業務の併用の可否 （1-3) AATL認証業務との併用の可否 （1-4) トラステッドリストの発行と運用方法 (リストのAcrobat対応方法を含む) これらが規定されていないと認証局の設計ができません。 (2) 共通ポリシーOIDの値 これらが実施要項、ガイドラインで規定されることを希望します。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
54	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	７．今後の検討課題	１．別紙１：eシールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議取りまとめ（案）について ７．今後の検討課題 ●デジタル庁における電子署名法の基準のモダナイズ検討の成果として、その内容が電子署名法関係規程に反映された際には、同様の内容を実施要項にも反映させるかどうかについて検討を行うことが必要である。 デジタル庁における電子署名法の基準のモダナイズ検討の成果を反映するだけではなく、デジタル庁と総務省が一体となって共同作業を実施することが望ましいと考えます。 理由は、eシール及び電子署名は、公開鍵暗号技術に基づいており、それらに係る認証業務の信頼性を評価する仕組み（技術基準、適合性評価機関等）は、共通する部分が多いためです。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
55	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	７．今後の検討課題	２．別紙１：eシールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議取りまとめ（案）について ７．今後の検討課題 ●上記に関わらず、適合性評価の省力化・効率化の観点や、諸外国との国際的な整合性の観点から、対応の重要性が高いものや、eシール認定制度の枠組みとして、今後拡充すべき事項については引き続き検討を行いつつ、その成果を実施要項に反映させるかどうかについても検討を行うことが必要。 将来的な欧州連合（EU）など諸外国の適合性評価制度との相互承認についても記載した方がよいと考えます。また、国際的な相互承認を実現するためには、関連する国際規格を策定していくことが重要であり、我が国として国際標準化活動（例：ISO/IEC, ITU-T等）に積極的に参画すべきと考えます。 このため、以下のとおり加筆修正してはいかがでしょうか。 ●上記に関わらず、適合性評価の省力化・効率化の観点や、将来的な諸外国との国際的な相互承認やそのための国際標準化活動への参画の観点から、対応の重要性が高いものや、eシール認定制度の枠組みとして、今後拡充すべき事項については引き続き検討を行いつつ、その成果を実施要項に反映させるかどうかについても検討を行うことが必要。	取りまとめ（案）は有識者会議にてご議論いただいた内容をとりまとめたものであることから、いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
実施要項（案）				
56	一般社団法人デジタルトラスト協議会	実施要項（案）第２条（定義）	第２条 （定義） 十 利用者ｅシール検証符号 利用者がｅシールを付与した又は関連付けたものであることを確認するために用いられる事項 利用者e シール検証符号（ｅシール用秘密鍵のペアである公開鍵）事項⇒符号 の誤記ではないでしょうか？	御指摘を踏まえ、下記のとおり修文します。 十 利用者eシール検証符号 利用者がeシールを付与した又は関連付けたものであることを確認するために用いられる符号
57	一般財団法人日本データ通信協会	実施要項（案）第４条（eシールの安全性に係る基準）	実施要項（案） 第4条 eシールの付与対象となる電子データのハッシュ値を得るためのハッシュ関数に対する規定となっていますが、時刻認証業務とは違って文書ハッシュ関数は本件の認定対象事業者（CA）では制御できないので、妥当ではないと思われます。また、認定対象事業者（CA）のルートCAおよび中間CAの証明書に係る暗号アルゴリズムに対しても「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号アルゴリズムに限定するべきではないでしょうか。	御指摘を踏まえて、実施要項（案）p.2、第４条（eシールの安全性に係る基準）について下記のとおり修文します。なお、認証事業者が使用する暗号方式についても本規定を満たす必要があります。 （e シールの安全性に係る基準） 第４条 告示第３条第１項第１号の基準については、e シールの安全性確保のために用いる公開鍵暗号（署名）が「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（令和５年３月30 日デジタル庁・総務省・経済産業省策定）(注)のうち、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号技術に該当することとする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、総務大臣は該当する暗号技術を指定することができるものとする。 (注)CRYPTREC 暗号リストについては、最新更新版を参照することとする。 上記の修正を踏まえて、ガイドライン（案）p.20の（１）．ｅシールの安全性に係る基準関係（実施要項第４条）①及び②について下記のとおり修文します。 ① ｅシールの安全性確保のために用いる公開鍵暗号（署名）は、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号技術から選択し、採用していること。 (注)電子政府推奨暗号リストについては、最新更新版を参照することとする。 ②「電子政府推奨暗号リスト」に記載された公開鍵暗号（署名）を利用する際には、「暗号強度要件（アルゴリズム及び鍵長選択）に関する設定基準」（令和４年３月デジタル庁・総務省・経済産業省策定）をもとに、当該暗号技術において適切なセキュリティ強度を実現するために必要な鍵長及びハッシュ長を選択し、採用していること。 (注)暗号強度要件（アルゴリズム及び鍵長選択）に関する設定基準については、最新更新版を参照することとする。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
58	NPO日本ネットワークセキュリティ協会	実施要項（案）第４条（eシールの安全性に係る基準）	＜該当箇所＞ 別紙 p33 実施要項案 4章逐条解説 第4条 暗号技術(p2) ＜意見＞ 表題: CRYPTREC暗号リスト準拠に関する適切な適用範囲の設定 第4条では「eシールの付与対象となる電子データのハッシュ値を得るためのハッシュ関数および公開鍵暗号(署名)」について規定していますが、タイムスタンプと異なり、このハッシュ関数と署名アルゴリズムはeシールを作成する利用者のシステムが決めるものであって、認証事業者が強制できるものではないため規定から削除すべきと考えます。 一方で、規程 第3条「利用者だけが付与又は関連付けることができる」とあるので、実施要項 第4条では、eシール用電子証明書だけでなく、ルート証明書からのチェーン、失効情報を含め暗号がCRYPTREC暗号リスト準拠である必要があると考えます。	御指摘を踏まえて、実施要項（案）p.2、第４条（eシールの安全性に係る基準）について下記のとおり修文します。なお、認証事業者が使用する暗号方式についても本規定を満たす必要があります。 （e シールの安全性に係る基準） 第４条 告示第３条第１項第１号の基準については、e シールの安全性確保のために用いる公開鍵暗号（署名）が「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（令和５年３月30 日デジタル庁・総務省・経済産業省策定）（注)のうち、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号技術に該当することとする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、総務大臣は該当する暗号技術を指定することができるものとする。 (注)CRYPTREC 暗号リストについては、最新更新版を参照することとする。 上記の修正を踏まえて、ガイドライン（案）p.20の（１）．e シールの安全性に係る基準関係（実施要項第４条）①及び②について下記のとおり修文します。 ① e シールの安全性確保のために用いる公開鍵暗号（署名）は、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号技術から選択し、採用していること。 (注)電子政府推奨暗号リストについては、最新更新版を参照することとする。 ②「電子政府推奨暗号リスト」に記載された公開鍵暗号（署名）を利用する際には、「暗号強度要件（アルゴリズム及び鍵長選択）に関する設定基準」（令和４年３月デジタル庁・総務省・経済産業省策定）をもとに、当該暗号技術において適切なセキュリティ強度を実現するために必要な鍵長及びハッシュ長を選択し、採用していること。 (注)暗号強度要件（アルゴリズム及び鍵長選択）に関する設定基準については、最新更新版を参照することとする。
59	リーテックス株式会社	実施要項（案）第４条（eシールの安全性に係る基準）	意見4 〔該当ページ〕 別添　e シール用認証業務の認定に関する実施要項（案） P2 〔該当箇所〕 （eシールの安全性に係る基準） 第４条 告示第３条第１項第１号の基準については、eシールの安全性確保のために用いる、e シールの付与対象となる電子データのハッシュ値（以下「ハッシュ値」という。）を得るためのハッシュ関数及びeシールの生成に用いる公開鍵暗号（署名）が「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（令和５年３月30日デジタル庁・総務省・経済産業省策定）（注)のうち、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号技術に該当することとする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、総務大臣は該当する暗号技術を指定することができるものとする。 〔意見〕 公開鍵暗号に関しては、量子コンピュータによるハッキングリスクがあると考えられる。また技術中立性の観点から、公開鍵暗号方式以外の技術についても認めていただきたい。	いただいたご意見については、ご参考として承ります。
60	NPO日本ネットワークセキュリティ協会	実施要項（案）第７条（その他の業務の方法）	＜該当箇所＞ 別紙1 p36 実施要項案 4章逐条解説 第7条第1項第五号ト 共通ポリシーOID(p5) ＜意見＞ 表題: ガイドラインでの検証可能な共通ポリシーOIDに関する規定 総務大臣認定を受けた認証事業者の発行するeシール用電子証明書であることを示すために、利用者証明書(エンドエンティティ証明書)の証明書ポリシーに共通ポリシーOIDが記載されることが実施要項で示されましたが、証明書ポリシーは連鎖の検証の結果有効なものである必要があり、当該箇所には「有効な」等、補足して記載する必要があり、ガイドライン等でその技術的な補足解説が必要と考えます。 具体的には、認証局がルートCA、下位CA(中間CA)、利用者証明書の階層モデルであった際に、中間CAの証明書ポリシー群には共通ポリシーOIDが記載されるか、任意のポリシー(anyPolicy)を許可するように設定されていなければなりません。 「有効な」ポリシーが設定されなかった場合、eシール用電子証明書の検証が失敗し無効と判断されます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
61	NPO日本ネットワークセキュリティ協会	実施要項（案）第７条（その他の業務の方法）	＜該当箇所＞ 別紙1 p36 実施要項案 4章逐条解説 第7条 第5号 証明書記載事項 チ(p5) ＜意見＞ 表題: 利用者eシール符号の利用目的の制限の補足、明確化 実施要項案では求められる証明書記載事項に「チ 利用者eシール符号の利用目的の制限を示す情報」とあり、証明書のkeyUsage拡張のことを指していると思われますが、指定調査による調査の際に容易に判断ができるようにその設定可能な具体的な値について、実施要項もしくはガイドラインで規定しておく必要があると考えます。 ちなみに、欧州の法人用証明書プロファイルの規格 ETSI EN 319 412-3 v1.3.1では、一般のeシール用電子証明書ではnonRepudiation、digitalSignature、keyEncipherment/keyAgreement ビットを使うことができ、欧州適格eシールではnonRepudiationビットのみを使うもの(shall)としています。 但し、JavaではnonRepudiationビットのみの証明書で署名検証するとエラーになるため、日本の認定eシールではnonRepudiationとdigitalSignatureビットのみを有効にしたkeyUsage拡張を設定すべきと考えます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
62	一般社団法人デジタルトラスト協議会	実施要項（案）第８条（帳簿書類の作成及び保存）	第7条（その他の業務の方法） 第２項 二号 ハ リポジトリ等に公開されている発行者署名検証符号に係る電子証明書を格納するサーバー上や当該発行者署名検証符号に係る電子証明書を送信する通信路上において改ざん防止措置を講じ、改ざん検知時のアラート通知の受信記録等の当該措置が正常に機能していることの記録 過剰な内容と想定される。 電子署名法で求められる内容としては以下引用のとおりで、少なくとも「アラート通知の受信記録」を必須とする内容ではないと考えられる。 ■電子署名法施行規則(第6条第7号) 認証業務に関し、利用者その他の者が認定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。 ■電子署名法に基づく特定認証業務の認定に係る指針第10条第2号 発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をSHA-256、SHA-384又はSHA-512のうちいずれか一以上で変換した値によって認定認証業務を特定すること。 ■特定認証業務の認定に係る調査表 項番3513適合例 (3)当該発行者署名符号に対応した発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をSHA-256、SHA-384 又はSHA-512 のうちいずれか1 以上で変換した値（フィンガープリント）を記録し、改ざん防止措置を講じて公開している。	改ざん検知時のアラーム通知の受信記録の作成及び保存については、本規定を満たすための一例を示したものであり、本規定は、改ざん防止措置が講じられるだけでなく、当該措置が正常に機能していることを示す記録の作成及び保存を求めています。
63	一般社団法人デジタルトラスト協議会	実施要項（案）第８条（帳簿書類の作成及び保存）	第8条（帳簿書類の作成及び保存） 認定事業者は、その認定に係る業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。 ６ 第２項各号に掲げる帳簿書類（前項に規定する書類を除く。）は、その原本を保存しなければならない。 ここでの原本は、 ・書面のみならず、スキャナによる電子化が可能との認識でよろしいでしょうか？ ・電磁的記録で受領したものは、当然に電磁的記録の状態での保存が認められるとの認識でよろしいでしょうか？	実施要項（案）P.2、第３条（電磁的記録による作成等）において、下記のとおり電磁的記録による作成等に関する規定が設けられています。 （電磁的記録による作成等） 第３条 本実施要項で規定する文書及び書類については、紙での作成、保存又は保管に代えて当該文書及び書類に係る電磁的記録の作成、保存又は保管を行うことができる。 ２ 本実施要項で規定する文書及び書類であって、電磁的記録の作成、保存又は保管を行ったものについては、電子メール等による提出等を行うことができる。
ガイドライン（案）				
64	一般財団法人日本データ通信協会	ガイドライン（案）４．実施要項の逐条解説	条文解説第４条 （2）条文解説①「やむを得ない事情」 「e シール用電子証明書を利用するシステムベンダー等の暗号移行対応が困難であるなど」のケース以外に、Acrobat等の広く普及している署名検証機能を有するソフトウェアの対応が困難なケースも付記する必要があると思います。	ガイドライン（案）p.12、4.実施要項の逐条解説第４条（eシールの安全性の基準）（２）①にあるとおり、「認定事業者が発行する e シール用電子証明書を利用するシステムベンダー等の暗号移行対応が困難である」場合はあくまで例示であり、やむを得ない事情については、総務省が個別具体的な状況に応じて判断する場合があるとしております。
65	一般財団法人日本データ通信協会	ガイドライン（案）５．技術・運用・設備の基準	条文解説第5条四① 「FIPSの認証を受けたHSMを使用する場合」の後述にはCMVPの具体的な条件を列挙されているので、本文中に「CMVPによるFIPSの認証」と明記した方がよいと思われます。	御指摘を踏まえ、ガイドライン（案）p.27、(５)．発行者署名符号を作成し又は管理する電子計算機関係（実施要項第５条第１項第４号）の記載について、下記のとおり修文します。 「CMVPによるFIPSの認証を受けたHSMを使用する場合、以下の②～⑤の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施していること。②HSMの（略）」
66	一般財団法人日本データ通信協会	ガイドライン（案）５．技術・運用・設備の基準	条文解説第5条四②～⑤ CMVPの認証における条件を列挙されていますが、caveat（警告）に記載されている使用条件も対象に追記するべきだと思われます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
67	一般財団法人日本データ通信協会	ガイドライン（案）５．技術・運用・設備の基準	条文解説第5条四　必要書類の表の２行目 HSMのOS名称は、CMVPの証明書にも記載されていないので不要だと思われます。また、「バージョン情報」についてはCMVPの証明書に記載されている「ハードウェアバージョン、ファームウェアバージョン、ブートローダーバージョン等」と明記するべきだと思われます。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
68	一般社団法人デジタルトラスト協議会	ガイドライン（案）５．技術・運用・設備の基準	28page （６）． ｅシール用認証業務用設備への災害対策関係（実施要項第５条第１項第５号） ①ア 認証設備室のフロアレスポンスに応じて、ｅシール用認証業務用設備メーカの推奨する設置方式を考慮した移動・転倒防止等の措置が講じられていること。 左記の「メーカ」という記載は、製造元を意図していると認識ですが、外来語の長音表記も含め、適切な内容か確認いただきたい。	御指摘を踏まえ、ガイドライン（案）p.28(６)．eシール用認証業務用設備への災害対策関係（実施要項第５条第１項第５号）①アを下記のとおり修文します。 ①ア 認証設備室のフロアレスポンスに応じて、eシール用認証業務用設備の製造業者が推奨する設置方式を考慮した移動・転倒防止等の措置が講じられていること。 【必要書類】 認証業務用設備の製造業者が推奨する設置方式
69	一般財団法人日本データ通信協会	ガイドライン（案）５．技術・運用・設備の基準	条文解説第6条の②-ウ 「ウ．信頼できる第三者機関が営む法人データベースへの登録状況の確認を行う方法。法人データベースは、以下の要件を満たすデータベースとすること。」とその後の箇条書き４点は、同条の①-エと③-イで記載されている内容と全く同じですが、読み手としてはそれぞれの間に差分が無いことを読解する煩雑さを伴ってしまいますので、再出の記載については「第6条の①-エ記載の要件に準ずる」とするか、もしくは初出の記載に「以下、法人データベースの要件」と用語定義し、再出の個所は「法人データベースの要件を満たしたものであること」等としてはいかがでしょうか。	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
70	一般財団法人日本データ通信協会	ガイドライン（案） 5．技術・運用・設備の基準	条文解説第7条四の① 「e シール用電子証明書の有効期間はe シール用電子証明書データ作成日（時、分、秒を含む。）から起算して5 年以下であること。」とありますが、有効期間の開始を「作成日」とした場合、その日の特定や確認が困難だと思われますので、「X.509証明書の有効期間 (Validity)が5年以下であること」とした方が明確ではないでしょうか。	いただいた御意見については、参考として承ります。
その他				
71	NPO日本ネットワークセキュリティ協会	その他	＜該当箇所＞ なし ＜意見＞ 表題: 利用者の鍵管理義務の記載不足 eシール生成者である利用者の鍵管理義務について、告示、実施要項およびガイドラインで一切言及されておらず、利用者の鍵管理義務について規定する必要があると考えます。 この規定が無いために、USBトークンやスマートカードを必須とするのか、PKCS#12ファイル渡しでもよいのか、リモートeシールでも許されるのかなど判断がつきません。 参考まで、電子署名法の認定認証業務においては、これでは不十分とも思いますが「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針 第8条」において、認証事業者が利用申込み者に管理義務を負うことの説明義務を設けています。 いくら認定認証業務のセキュリティ保証レベルを上げたとしても、杜撰な利用者鍵管理が許されてしまうと制度の信頼自体が揺らいでしまいます。	本有識者会議の検討の前提となっている、「eシールに係る指針（第２版）」（令和６年４月総務省策定）p.19において、「認定eシール用認証業務においても、当面はeシール生成者の秘密鍵等を保管する媒体（略）に関する規定を認定の要件とはせず、eシール生成者の秘密鍵の管理は発行対象である組織等（すなわちeシール生成者）に委ねることとする。」とされており、p.20において、「eシール生成者の秘密鍵の管理は当事者に委ねるものの、当事者自身がその管理の重要性について理解する必要があることから、認証局からeシール用電子証明書の発行対象者（すなわちeシール生成者）に対する説明事項として、秘密鍵の管理に係る事項として秘密鍵の管理は厳格に行うこと（例えば、複製は望ましくない等）を規定することが必要である。」とされています。当該指針を踏まえ、eシール生成者のガイドライン（案）p.37、(10)．利用者に対する重要な事項の説明関係（実施要項第７条第１項第１号）①ウにおいて、認定を受ける認証事業者は、利用申込者に対し「充分な注意をもって利用者eシール符号及びその活性化に使用するPIN等の管理を行い、秘匿性を維持すること。」を説明することとしています。 なお、ガイドライン（案）p.15、4.実施要項の逐条解説第７条（その他の業務の方法）（２）①において、「e シールの付与又は関連付けの方式については、利用者自らが行うローカル e シール方式以外に、利用者から秘密鍵の管理を委ねられたリモート e シールサービス提供事業者が行うリモート e シール方式も存在するため、本ガイドラインにおいては「利用者」という表現ではなく、「利用者等」という表現を用いている。」とされており、本認定制度において、リモートeシールサービスの利用を排除していません。
72	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	その他	【全体に対するコメント】 当協会としても参画させていただいた「eシールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議」の事務局他関係者の方々のご尽力に敬意を表します。 同会議においては、eシールに係る認証業務を認定するための基準の検討に注力したと考えられますが、将来的には、欧州連合（EU）など諸外国の適合性評価制度との相互承認を念頭において、関連する国際標準化活動（例：ISO/IEC, ITU-T等）に積極的に参画すべきと考えます。 また、当協会は、「電子署名及び認証業務に関する法律」の指定調査機関としての活動実績を踏まえ、2017年度より、電子署名等のための電子証明書を発行する認証局等を審査・登録する事業（JIPDECトラステッド・サービス登録）を実施しておりますが、その登録の結果等を、eシールに係る認定制度の運営において、ご活用いただけることを期待しております。	本取りまとめ（案）への賛同の御意見として承ります。また、いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。